



発行人 勝山市長 山内謙吉

相談室 市役所 諸務課

昭和37年7月20日発行

No. 95

## 滝波に汚物処理場を建設

### 消防庁舎の新築追加工事を承認

6月市会

- △ 消防庁舎の新築追加工事請負契約や、汚物処理場の設置場所などをきめる六月市会は、さる二十五日から七日間にわたってひらかれました。
- △ はじめ会期は五日間と決めたのですが、議案審議の都合で、二日間延期して本会議や委員会で審議しました。
- △ その結果、市有土地処分の件と土地財産交換の件を統一審査にし、他の議案は全部可決しました。
- △ それでは、いつものように六月市会のあらましをお伝えいたしましょう。

## 一般質問

勝谷川議員

一、消防庁舎建設を二期に分割して、市会に提案することは、特別議決を要する条例の規定が死文化するのではないか。

二、字区域の設定、区画整理についてどう考へておられるか。

三、なるべく一般財源を使わずに山内市長

坂井総務課長

起債でやりたいと考えていたので、認められた起債を基礎にして、分けて市会の同意を求めたわけだ。

山口議員

一、消防庁舎建設を二期に分割して、市会に提案することは、特別議決を要する条例の規定が死文化するのではないか。

二、字区域の設定、区画整理についてどう考へておられるか。

三、なるべく一般財源を使わずに山内市長

坂井総務課長

起債でやりたいと考えていたので、認められた起債を基礎にして、分けて市会の同意を求めたわけだ。

山口議員

低開発地域工業促進法の指定地域にはいらなかつた理由は、当市は、財政力、産業構造からみて、低開発地域の指定を受けける基準を上回つてるので、受けられなかつた。

山内市長

やつてくると思ふ。  
三、いまのところ、私見の公表はされたい。

別田議員

汚物処理場建設計画についてさく。

光明助役

将来、下水道をつくる場合に都合のよい處でなければならぬから、低地である滝波を選んだが、堤防がしつかりしていないので、善處方を河川管理者である県に要望している。

工法についても会社によつていろいろ特色があり、いま研究中である。

一、失業対策事業打ち切りを政府は考へておなつておられるか。

二、職員の超過勤務手当を条例どおり支給すべきだ。

三、百万本植林後の維持管理はどうおなつておられるか。

一、打ち切りには反対である。

二、条例通り支給することは、財源上むつかしいが、且下合理的な方法を検討中である。

山岸林務課長

三、毎年巡回して、三万本ぐらいうねりしたり、下刈りなどをして維持管理には万全を期しているつもりである。



夏休み中の非行防止

二、都市計画の調査はどうなつておられるか。

三、市会議員の選挙区制についてどう考へておられるか。

一、勝山中学のテニスコート跡にさきまつておられるか。

二、いま全国都市計画協会で専門論をまつて本格的に取り上げてみたい。

三、毎年巡回して、三万本ぐらいうねりしたり、下刈りなどをして維持管理には万全を期しているつもりである。

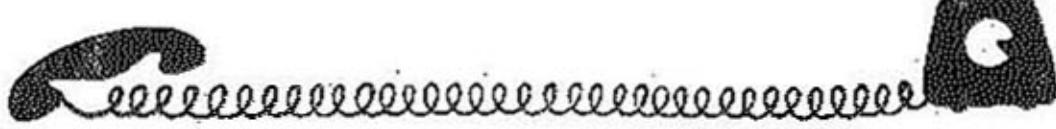
一、打ち切りには反対である。

二、条例通り支給することは、財源上むつかしいが、且下合理的な方法を検討中である。

## 市役所へ電話をおかけになるときは……

○ 平日で勤務時間中は——⑧ 1111

○ 時間外と土曜、日曜、祭日は——⑧ 1112 ⑧ 1113



## 正しい火の使用方法を知ろう

### 七月から火災予防条例を実施

市の過去五ヶ年間の火災による損害は、年平均九百七十万円にもなります。

火事のあと、いろいろ反省してみると、火や電気、あるいは石油などの正しい使用方法をあやまつたことと、使用後の安全をたしかめなかつたことによるものが殆んどです。

火事になつたら、すぐ火を消すことも大切ですが、それよりもつと火を出さないようにすることがかんじんです。

それに、過去の経験からみてわかるように、市民ひとり一人が、正しい火災予防の知識を身につけ、これをしつかり守ることです。

市では、完全に火事をなくするため、このほど消防法に基づいて火災予防条例をつくりました。条例には、火災を予防するため火を使用する設備器具や危険物の取り扱い、消防署の届け出事項、火災警報発令中の注意など、こまかく定めています。

おもものは次のとおりです。  
かまどや炉は  
▽もえやすい柱や壁などから十分  
なすこと

▽屋内で重油や軽油を使うかまどや炉の周囲の壁や大井は、コンクリート、れんが、鉄板、あるいは木毛セメント板、石こう板など、もえやすい材料で仕上げる

こと  
▽ガソリンやプロパンガスなどを引火しやすいガスが発生したり、

る警報装置や、熱源を自動的に停止する装置を設けること  
このほか、烟りゴクツ、いろいろガス湯わかし設備についても、正しい取り扱いをするよう、いろいろ定めています。

▽屋根の上から垂直距離で六十㍍以上つき出すこと  
▽えんとつが壁や床、天井を貫通するときは、その先から更に六十㍍以上だすこと  
▽えんとつが壁や床、天井を貫通しているところには、めがね石をはめこむこと  
▽えんとつにすゝがたまらないよう、かんだんに煙突そうじができるようにしておくこと

▽引火したり、爆発したりするガソリンや火薬類、あるいは板塀などもえやすいもののそばでは絶対しないこと  
▽たき火をするときは、そばからはなれずに、またバケツに水を入れてそばにおくこと  
▽乾燥する物品が直接火や炎によれないようにすること  
▽もえやすいものの近くでは使用しないこと  
▽室内の温度が普通以上にあがるものには、火事になり易い温度になった場合、自動的に知らせ

○……消防庁告は、いま市役所南側に建設中ですが、さらに追加分として千六百万円予算化し、十一月末日までに完成させることになりました。これで同庁舎建設費は三千五百万元になりました。

○……汚物処理場の建設は多くのみなさんから要望されていました。この市会で、まず設置場所を村岡町滝波ときめました。どんな汚物処理場をいくらぐらいで、いつまでつくるかについては、いま検討中ですが、いまひとつところで、費用は四千百万円で、三十九年三月までは竣工させたいと考えています。

○……勝山土不出張所の庁舎を村岡町滝波に建設するにあたり、市が滝波の人から、二千六百四十六平方㍍を借り受けこれを県へタダで貸すことにきめました。これは、市が県に協力するためやつたことです。  
△商工業者の方は、いくら金があつても足りないくらい。それで市は、みんなの中元と年末の融資に協力するため、五千五百円を勝山信用金庫にあづけ、信用金庫から商工業者の中元資金として貸すことになりました。

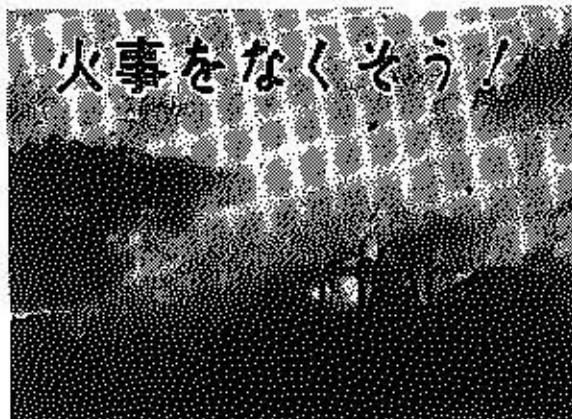
△商工業者の方は、いくら金があつても足りないくらい。それで市は、みんなの中元と年末の融資に協力するため、五千五百円を勝山信用金庫にあづけ、信用金庫から商工業者の中元資金として貸すことになりました。

△……盛夏です。市民プールを運営するため、スピード工事でやり、大体八月中頃完成するみ込みです。市教委の話では、公認プールになるそうになりました。何しろブルーになります。ご期待下さい。

△……最後に山形橋(災害復旧)が、九百九十八万円で、いまよ七月から着工することになり、請負契約も市会で承認されました。完成は来年の四月頃です。

△保母試験受験講習会は、この件に限らず国や県が借りて、借料も払うべきものですが、本来からえれば県が借り、借料も払うべきものですが、この件に限らず国や県が全部負担すべき事業で、市会へ一部負担させないよう決議しました。

△……もう新しい盆、盆と春には申込用紙は民生課にあります。



### (内) (容) (の) (案) (議) (の) (可) (決) (さ) (れ) (た) (た)

○……勝山土不出張所の庁舎を村岡町滝波に建設するにあたり、市が滝波の人から、二千六百四十六平方㍍を借り受けこれを県へタダで貸すことにきめました。これは、市が県に協力するためやつたことです。  
△商工業者の方は、いくら金があつても足りないくらい。それで市は、みんなの中元と年末の融資に協力するため、五千五百円を勝山信用金庫にあづけ、信用金庫から商工業者の中元資金として貸すことになりました。

△保母試験受験講習会は、この件に限らず国や県が全部負担すべき事業で、市会へ一部負担させないよう決議しました。

△場所 福井大学  
△期間 八月三十一日まで  
△申込用紙は民生課にあります。

## 防火上安全な器具

を正しく使おう

こんろ

▽ガソリンやプロパンガスなど、  
もえやすいガスがたまらない場  
所で使うこと

▽コンクリートの上や石綿板、れ  
んがなどの台の上で使うこと

▽きめられた燃料以外は使わない  
たとえば、白灯油が燃料である  
石油ストーブにガソリンを使つ  
てはいけない

▽石油ストーブ、石油コンロは、  
使用中ぜつたい燃料を補給しな  
い。また、もれたり、あふれた  
りする燃料を受ける皿を設ける  
こと

このほか、アイロン・こて・火  
鉢・置きごたつについて、こま  
かくきめてあります。

なお、大切なことは、故障や破  
壊の原因となることを防ぐため  
に、おもいきりの安全装置を設け  
ること



▽火事とまち  
がうような  
炎や煙をあ  
げるときは

火災警報がでている  
ときの注意

損した器具は使わないです

アルコール類

一九九リットル以下

四十四リットル以上

軽油・灯油（第二石油類）

四九九リットル以下

重油（第三石油類）

一〇〇リットル以上

一九九九リットル以下

五〇〇リットル以上

これらの危険物の原液は

▽引火しやすいガスがたまりやす  
いところでは、電気器具の接続  
を完全にし、火花の出るしごと  
はしないこと

▽付近は整理・清掃・整頓して、  
あき箱などもえやすいものはお  
かないこと

▽屋外では、周囲に巾二㍍以上の  
空地をつくること

▽貯蔵や取り扱いをしている物品

ガソリン（第一石油類）

九十九リットル以下

二〇リットル以上

ガソリンやベンジンなどの危  
険物に準ずるもの

ガソリンやアルコールなどの危  
険物の指定数量未満、五分の一  
以下のものを保管したり、取り  
扱つたりするときは

名と一番多いときの数量をかい  
た標識を設けること

▽作業時には染色などのときは、  
ガソリンのにおいを完全に抜き

とつてから行なうこと。また換  
氣にも留意すること

▽バーナーでは、油に逆火したり  
また油が溢れたりしないようす  
ること

▽吹き付や、塗装はモルタル壁な  
ど防火上安全なもので区切られ  
たなかで行なうこと

▽次に危険物を貯蔵、または保管  
するときは前日までに

ガソリンやアルコールなどの危  
険物の指定数量未満、五分の一  
以下のものを保管したり、取り  
扱つたりするときは

前日までに  
▽消防車の通行や消火活動をさま  
たげるような路店や、大きい荷  
物など障害物を道路にだすとき  
は、前日までに

▽劇場以外の学校や集会場などで  
映画や演劇そのほかの催しをし  
るときは前日までに

▽消防車の通行や消火活動をさま  
たげるような路店や、大きい荷  
物など障害物を道路にだすとき  
は、前日までに

▽劇場以外の学校や集会場などで  
映画や演劇そのほかの催しをし  
るときは前日までに

